

## CAP制（履修制限）

### 1 CAP制（履修単位制限）について

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度です。

大学の単位は、大学設置基準という法令により、1単位は、大学での授業時間に学生の皆さんが授業を受けるにあたっての準備（予習・復習など）時間を加えた45時間※の学修を要する教育内容をもって構成することとなっています。

また、この1単位を基礎とし、授業期間は1学年間におよそ30週（半期で15週）、1学年間で約30単位を修得することが標準とされています。

※大学設置基準が想定している、一般的な学期中の1日当たり総学修時間の算定

卒業要件＝124単位、1単位＝45時間＝（授業1時間＋関連する学修2時間）×15週

- ・1学期で修得すべき単位＝124単位÷4年間÷2学期＝16単位
- ・1学期の学修時間＝16単位×45時間＝720時間
- ・1週間の学修時間＝720時間÷15週＝48時間
- ・1日の学修時間（1週間を6日間で計算）48時間÷6日＝8時間

### 2 兵庫県立大学におけるCAP制の運用について

兵庫県立大学では、CAP制の趣旨を踏まえ、教室外での学習（予習・復習など）時間を十分に確保し、学生の皆さんが各授業で設定している身につけるべき能力を修得できるよう、各学部の教育課程に適したCAPを設定しています。

なお、CAP制においては、成績優秀者に対する単位修得制限の緩和が予定されておりますが、緩和について（緩和しないことを含む）は、各学部で定めておりますので、詳しくは所属学部へ確認してください。

【各学部のCAP】

学部名	履修単位上限
国際商経学部	前期24単位、後期24単位
社会情報科学部	前期24単位、後期24単位
工学部※	前期26単位、後期26単位（ただし年間50単位以下）
理学部※	前期28単位、後期28単位（ただし年間50単位以下）
環境人間学部※	前期24単位、後期24単位 （食環境栄養課程は前期28単位、後期28単位）
看護学部※	前期28単位、後期28単位

※2022（令和4）年度入学生から適用